

## 年金

### 国民年金

問 保険年金課

#### 国民年金の加入は

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人が全て加入することになっています。  
加入者は3種類に分かれます。

#### 第1号被保険者

農業、自営業者、学生などで、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方

#### 第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者本人

#### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

#### 希望で加入する方(任意加入被保険者)

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ②海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
- ③被用者年金制度(厚生年金など)の老齢(退職)年金の受給権者
- ④昭和40年4月1日以前生まれで、受給権を満たしていない方は、65歳から70歳までの間で受給権を満たすまで加入できます。

#### 国民年金の種類と請求

#### 老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年以上の方に適用され、原則として65歳から年金を受け取ることができます。

##### 受給資格期間

次の①から⑤を合計して10年以上の期間が必要です。  
※ただし、加入していく保険料を納めなかった期間は除かれます。

- ①国民年保険料を納めた期間
- ②国民年保険料の免除を受けた期間
- ③任意加入できた方が加入しなかった期間(いわゆる「カラ期間」)
- ④昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
- ⑤昭和61年4月以降の第3号被保険者であった期間

##### 請求に必要な書類

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
  - ②預金通帳
  - ③戸籍謄(抄)本または住民票
- ※この他にも書類が必要な場合があります。被保険者の状況により必要な書類は異なります。

##### 年金額

老齢基礎年金の額は20歳から60歳までの40年間全て保険料を納めると年額777,800円が支給されます。保険料の納付期間が40年に不足する場合は、その不足する期間に応じて減額されます。

※年金額は令和4年度の金額です。

#### 障害基礎年金

国民年金の加入中や20歳前に初診日がある病気やけががもとで、国民年金法で定める障害の状態(1級・2級障害)になったとき支給されます。ただし、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

#### 遺族基礎年金

被保険者または年金受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき、その方によって生計を維持されている18歳に達する年度末までの子(その子に障害がある場合は20歳未満)のある妻または子に支給されます。ただし、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。

#### 寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を10年以上納めた(免除期間を含む)夫が年金を受けることなく亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間、受けすることができます。ただし、10年以上の婚姻関係が必要です。年金額は夫が受けられるはずだった老齢基礎年金額の4分の3です。

#### 死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を36ヶ月(3年)以上納めた方が、年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、死亡した方と生計を同じくしていた遺族が受けられます。

#### こんなときは年金の届け出を忘れずに

##### 届け出が必要なとき

##### 必要なもの

- 厚生年金・共済年金の加入をやめたとき  
(扶養している配偶者がいる場合は併せて届け出をしてください)

- 配偶者の扶養から外れたとき  
(離婚したときや収入が増えたとき)

##### 任意加入するとき、やめるとき

- 保険料を納められないとき  
(免除申請)

- 年金手帳または基礎年金番号通知書をなくしたとき

##### 年金や死亡一時金を受けるとき

※上記の他にも書類が必要な場合もありますので、届け出をする前に医療国民年金グループまたは日本年金機構にお問い合わせください。

#### 国民年金基金

問 埼玉県国民年金基金 0120-65-4192

国民年金に加入している方には、会社員などのような国民年金の上乗せの年金がありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。

国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

## 保険税

### 国民健康保険税

問 保険年金課

#### 国民健康保険税とは

国民健康保険の財政は、国からの負担金などに加え、加入されている皆さんに納めていただくなき国民健康保険税によって運営されています。国民健康保険税は、皆さんに診療を受けたときの医療費などの給付に充てられるものですので、いざというとき安心して診療が受けられるよう、納期内の納税にご協力ください。

#### 保険税の納稅義務者

国民健康保険税は世帯単位で課税され、世帯主が納稅義務者となります。世帯主人が国民健康保険に加入していないても、世帯内に加入している方が1人でもいれば、世帯主が納稅義務を負います(この世帯主を「擬制世帯主」といいます)。

#### 課税される期間

4月から翌年3月までの年度ごとに、加入している期間の月割りで課税されます。年度途中の加入・脱退の届け出などにより加入している期間が変更となった場合には、その期間に応じて税額が再計算されます。

また、世帯単位で課税されるため、年度の途中に世帯主が変更になったり、世帯が別になったりした場合なども、それぞれの世帯内での加入期間により再計算されます。

なお、届け出が遅れた場合には、異動の理由が生じた日にさかのぼって税額が変更となるため、短期間にでの納稅が必要となることがあります。加入・脱退の届け出は早めにお願いします。

#### 税額の算出方法

世帯ごとに次のとおり所得割および均等割を計算し、その合計額が年税額として課税されます。

なお、介護保険分は、40歳から64歳までの被保険者のみ課税されます。

項目	算出基礎	税率		
		医療分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割	前年の総所得金額等 -基礎控除43万円	7.2%	2.2%	1.6%
均等割	1 被保険者につき 未就学児以外	24,000円	9,000円	10,000円
	未就学児(下記 未就学児に対する 軽減後)	12,000円	4,500円	—
賦課 限度額	1世帯の最高限度額	63万円	19万円	17万円

※擬制世帯主は計算に含まれません。

※令和4年度時点の税率となります。

#### 所得が少ない世帯に対する軽減

4月1日(新たに加入した世帯は加入月)時点の国保加入者、国保から後期高齢者医療制度へ移行した方(この方たちを「被保険者」といいます)および世帯主の総所得金額等の合計額が一定の基準以下の世帯は、次のとおり均等割が軽減されます。

ただし、軽減の判定は、申告された前年中の所得に基づいて行いますので、世帯主および16歳以上の被保険者は、所得がない場合も申告が必要となります。(申告がない場合には、基準以下の所得であっても軽減されません。)

軽減対象となる前年中の総所得金額等の基準	軽減割合
43万円 + (給与所得者等(※1)の数 - 1) × 10万円	7割
43万円 + (給与所得者等(※1)の数 - 1) × 10万円 + (被保険者数 × 28万5千円)	5割
43万円 + (給与所得者等(※1)の数 - 1) × 10万円 + (被保険者数 × 52万円)	2割

※1 給与所得者等とは、給与收入が55万円を超えるや公的年金などの収入が110万円(65歳未満の方は60万円)を超える方です。

その他の所得(事業所得、譲渡所得など)のみの方は含みません。

※令和4年度時点での基準と軽減割合となります。

#### 未就学児に対する軽減

未就学児の方は、均等割(上記所得が少ない世帯に対する軽減に該当している場合は、その軽減後の額)が半額になります。